

特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る確認事項

|          |  |
|----------|--|
| 申請者      | 沿道飲食店等の路上利用に伴う道路使用は、以下のいずれかの者が一括して申請するものであること。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体又は道路協力団体</li> <li>・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等</li> <li>・都市再生推進法人又は地域再生推進法人等</li> <li>・地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用の実施主体（商店街振興組合、商工会等を含む。）</li> </ul>                                      |
| 合意形成     | 沿道居住者等の合意形成を図っていること。   |
| 路上利用の日時等 | 例えば、通勤・通学に使用される道路では、通勤・通学ラッシュ時間帯を避けるなど、交通頻繁な時間帯・道路で実施していないこと。  |
| 路上利用の場所  | 仮設施設は、次の場所に設置していないこと。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点、道路の曲がり角、横断歩道及び自転車横断帯に接する道路の部分とその前後5m以内</li> <li>・踏切、電車バス停留所から10m以内</li> <li>・駐車場等の自動車用出入口から3m以内</li> <li>・消火栓、指定消防利水の標識の位置、消防用防火水槽の吸水口・吸管投入孔から5m以内</li> <li>・火災報知器から1m以内</li> <li>・不特定多数の人が集まる施設の出入口付近</li> </ul> |
| 安全対策の内容  | 緊急車両通行のための有効幅員を確保していること。   |
|          | 仮設施設は、利用客が多数集まる等など、一般交通への妨害や交通上の危険を生じさせないものであること。  |
|          | 利用客が滞留するおそれがある場合は、整理誘導等の必要な措置を講じていること。   |
| 路上利用の方法  | 仮設施設は、道路の民地寄りの路端に設置していること。ただし、歩道が設置されている場合で、交通上支障がないと認められるものについては、歩車道の境界寄りに設置することができる。   |
|          | テラス営業を目的とした申請の場合、利用客が許可された範囲を超えて利用しないよう、テーブル、イス等を配置していること。   |
|          | 道路標識、信号機等の見通しを妨げるような場所に設置し、又はその見通しを妨げるような方法で設置していないこと。   |
|          | 音響装置を設置する場合は、緊急自動車のサイレン音、視覚障がい者用信号音、その他交通の安全と円滑を図るために鳴らされる音の聴取を妨げない音量であること。  |
|          | 営業上必要な仮設施設の設置時間は、店舗の営業時間内とし、その他の時間帯については、交通の妨害とならないような方法で整理を行っていること。   |
| 有効残余幅員   | 歩道上の場合<br>交通量の多い場所は3.5m以上、その他の場所は2.0m以上の歩行空間を確保していること。<br>上記以外に、視覚障がい者用点字ブロックの利用に支障がない幅員を確保していること。   |
|          | 歩道がない場合<br>路側帯が設置されている道路については、原則、路側帯内に1.25m以上の歩行空間を確保していること（歩行者用道路の交通規制が行われている道路を除く。）。<br>（注）路側帯の設置されていない道路で実施したい場合は、個別に相談ください。  |
| 迂回路の設定   | 車両等の通行止め規制の実施が見込まれる場合や多数の人手が見込まれる場合は、予想される交通量を処理できる迂回路を確保していること。   |

注：ここに示す確認事項は、申請者自らが沿道飲食店等の路上利用に当たって、これらの事項を確認している場合、申請者は都道府県警察への事前相談を経ることなく、道路使用許可の申請を行うことが可能であることを示すものです。

仮に、これらの確認事項を満たさない場合であっても、道路使用許可が可能となる場合がありますので、都道府県警察にあらかじめご相談ください。

なお、これらの確認事項を満たす場合であっても、交通への支障等の観点から、申請内容の補正等を求める場合があります。